

全体

No.	分類	質問・回答	更新日
1	キャンペーンの他事業	Q. 「子育てエコホーム支援事業」と「給湯省エネ2024事業」の違いはなんですか	2023/12/27
	子育てエコホーム	<p>子育てエコホーム支援事業は、長期優良住宅又はZEHレベルの省エネ性能を満たす新築住宅や省エネ化を含む幅広いリフォームを対象にした事業で、高効率給湯器にも補助を行います。</p> <p>A. 給湯省エネ2024事業は、特に省エネ効果が高い製品に特化した事業で、求める性能と補助額が高いことが特徴です。</p> <p>どちらの事業も、住宅省エネ2024キャンペーンの参加事業ですが、補助対象となる製品や着工の時期等の要件が異なりますので、それぞれの事業のホームページで公表される情報をよくご確認ください。</p>	
2	キャンペーンの他事業	Q. 「給湯省エネ2024事業」と「賃貸集合給湯省エネ2024事業」の違いはなんですか	2023/12/27
	賃貸集合給湯省エネ	<p>給湯省エネ2024事業は、持ち家、賃貸等によらず高効率給湯器（エコキュート/ハイブリッド給湯機/エネファーム）の導入に補助を行う事業で、1台の導入から補助の対象とします。また、同時に行う電気蓄熱暖房機や電気温水器の撤去にも補助を行います。</p> <p>A. 賃貸集合給湯省エネ2024事業は、既存の賃貸集合住宅に特化して、従来型給湯器から小型の省エネ型給湯器（エコジョーズ/エコフィール）への交換に補助を行う事業で、原則、賃貸集合住宅の2戸、2台以上の交換を対象とします。</p>	
3	キャンペーンの他事業	Q. 「給湯省エネ2024事業」（本事業）と「給湯省エネ事業」（令和4年度事業）の違いはなんですか	2023/12/27
	過去事業	<p>いずれの事業も、特に省エネ効果が高い高効率給湯器（エコキュート/ハイブリッド給湯機/エネファーム）の導入に対して補助を行う事業です。</p> <p>A. 本事業は、令和4年度事業の実績を踏まえて、要件や補助額の一部見直しを行いました。主な変更点は、補助額、特定の要件を満たす場合の補助金の加算、契約日の要件、等です。詳しくは、本事業のホームページをご確認ください。</p>	
4	予算	Q. 予算を使い切れれば期限前でも締め切る可能性はありますか（予算がなくなったら終了ですか）	2023/12/27
	全体	A. 当該予算額に達した時点で交付申請（予約を含む）の受付を締め切る予定です。申請の締め切りは、予算の執行状況に応じて、各事業それぞれ公表します。	
5	交付申請	Q. 誰が申請手続きを行いますか	2023/12/27
	全体	A. 本事業は、事務局に登録された給湯省エネ支援事業者（高効率給湯器の販売事業者、ハウスメーカー、エネルギー小売事業者等）の申請手続きに基づき補助を行う事業です。給湯器導入者（施主、購入者、家主、貸主または借主、管理組合）は、契約を締結した事業者を通じて本補助金の還元を受けます。	
6	交付申請	Q. 一般消費者が登録や申請を行うことはできますか	2023/12/27
	全体	A. できません。交付申請はオンラインに限定しており、申請書類も複雑であることから予め登録した事業者が手続きを代理で行う制度としています。	
7	交付申請	Q. 交付申請に費用はかかりますか	2023/12/27
	全体	A. 申請に必要な証明書類の準備等に費用がかかることがあります。事務局が交付申請費用を請求することはありません。	
8	交付申請	Q. 交付申請の手続きについて、事業者等が消費者へ手数料を請求してもよいですか	2023/12/27
	全体	A. 本事業において、事業者と消費者間の手数料について特に定めはありません。ただし、手数料が設定される場合、事業者は消費者に対して金額や内容について事前によく説明し、両者の合意を行ってください。（契約書等に記載する等）	
9	交付申請	Q. 登録事業者は、交付申請の手続き（担当者アカウント等の事務作業）について、社外へ業務委託を行ってもよいですか	2024/02/29
	全体	<p>本事業では、補助事業者（登録事業者）が交付申請を提出する必要があります。補助事業者ではない「他社」が代わりに申請を提出することはできません。</p> <p>A. 例：ある会社が補助事業者である交付申請について、その子会社（他社）が補助事業者となり、交付申請を提出することはできません。</p> <p>ただし、申請手続きにおける事務作業等の業務委託については、事務局が制限するものではありません。業務委託をする場合であっても、事務局は、登録事業者の責任において手続きが行われたものとして取り扱います。</p>	
10	補助金	Q. 交付された補助金は、課税対象になりますか	2023/12/27
	全体	A. 住宅取得者等が個人の場合、補助金は一時所得に該当するため、一定額以上は申告が必要です。ただし、本補助金は、所得税法第42条第1項(国庫補助金等の総収入金額不算入)に規定する「国庫補助金等」に該当しますので、所定の手続きにより所得の算入から除外できる場合があります。また、住宅ローン減税等を併用する場合、住宅の取得価格等から控除する必要があります。詳しくは、税務署等にご確認ください。	
11	交付申請	Q. 共同事業実施規約の締結前に工事を行ってもよいですか	2024/11/17 2024/02/29
	共同事業実施規約	<p>A. 補助金が契約金額や契約の締結に影響を与える場合もあることから、原則として工事請負契約と同時に締結することを推奨しております。</p> <p>工事請負契約を締結している場合は、交付申請（予約を含む）の提出までに締結を行っていただければ構いません。</p>	
12	交付申請	Q. 共同事業実施規約において、甲（補助事業者）の押印はどの判子を押す必要がありますか	2024/02/29
	共同事業実施規約	<p>事業者登録や契約書と異なる判子でもよいですか</p> <p>A. 甲は、社印（個人事業主は実印）を押印してください。事業者登録時の押印と同じであることを必須とはしませんが、補助の対象となる工事または住宅の販売における契約と同じ印鑑を押してください。</p>	
13	交付申請	Q. 共同事業実施規約において、乙（共同事業者）の押印はどの判子を押す必要がありますか	2024/02/29
	共同事業実施規約	<p>契約書と異なる判子や自署でもよいですか</p> <p>A. 乙が法人の場合など、押印が必要となる場合は、補助の対象となる工事または住宅の販売における契約と同じ印鑑を押してください。なお、乙が個人であり、本人が自署する場合は、押印不要です。</p>	
14	交付申請	Q. 契約の締結と共同事業実施規約の締結のタイミングが異なった結果、契約書を締結した際の法人の代表者と、共同事業実施規約を締結した際の法人の代表者が異なるがよいですか	2024/02/29
	共同事業実施規約	<p>A. 差し支えありません。なお、共同事業実施規約については、工事請負契約や不動産売買契約を締結できる役職者名で締結してください。</p>	

全体

No.	分類	質問・回答	更新日
15	交付申請	Q. 共同事業実施規約について、条項の追加や編集を行ってもよいですか	2024/02/29
	共同事業実施規約	A. 指定様式の変更（編集）はできません。追加等の必要がある場合は、別途覚書等を作成し締結してください。	
16	交付申請	Q. 共同事業実施規約に誤記入した場合、訂正印を利用して修正してもよいですか	2024/02/29
	共同事業実施規約	A. 原則、正しい情報で作成しなおしてください。なお、訂正の有無にかかわらず、提出された書類で確認事項が生じた場合は別途ご連絡いたします。	
17	交付申請	Q. J-クレジット制度とはなんですか	2024/03/18
	J-クレジット	A. J-クレジット制度とは、省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用によるCO2等の排出削減量や、適切な森林管理によるCO2等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度です。 詳しくはJ-クレジット制度のホームページをご確認ください。 https://japancredit.go.jp/	
18	交付申請	Q. J-クレジット化に協力とはなんですか	2024/03/18
	J-クレジット	A. J-クレジット制度に基づいて、本事業の補助対象製品を設置した共同事業者のCO2削減量をクレジット化するために、事務局が指定するJ-クレジット事業実施団体または、地方公共団体・民間団体等が管理するプログラムへ入会いただきます。 なお、事務局が指定するJ-クレジット事業実施団体に入会する場合は、下記情報を事務局が当該団体へ提供させていただきます。 提供する情報は、氏名、住所、電話番号、交付決定番号、交付決定日、製造事業者等名、補助金交付額、設置台数、品番番です。 また、後日J-クレジット事業実施団体からモニタリングのご協力依頼の連絡がございます。	
19	交付申請	Q. J-クレジット制度に基づき排出削減事業を行う団体とはどこですか	2024/03/18 2024/04/12
	J-クレジット	A. 事務局が指定するJ-クレジット事業実施団体への入会を申告した交付申請者は、交付決定後、「J-グリーン・リンケージ倶楽部」へ入会いただきます。（入会手続きは事務局が行います。） 詳しくはJ-グリーン・リンケージ倶楽部のホームページをご確認ください。 https://j-greenlinkage.go.jp/ 問い合わせ：経済産業省GX推進企画室 TEL:03-3501-1511（内線3521） なお、地方公共団体又は民間団体等が管理するプログラムに参加を申告した場合は、各団体が運営している実施団体に入会することとなります。それぞれのプログラム主体者にご確認ください。 https://japancredit.go.jp/project/index.php#result	
20	交付申請	Q. 「J-グリーン・リンケージ倶楽部」に入会すると何をする必要がありますか	2024/03/18
	J-クレジット	A. 入会後は、無作為に選ばれた方々に対し、年1回のモニタリング（削減量等の計測）等への調査の協力を行います。協力いただいた調査をもとに、実際の温室効果ガスの排出削減・吸収量を算定します。 モニタリング等の調査については、J-グリーン・リンケージ倶楽部から送付する協力依頼と同封するマニュアルをご確認ください。（費用負担は発生しません）	
21	交付申請	Q. 令和6年2月29日版の共同事業実施規約で交付申請を提出できますか	2024/03/18
	J-クレジット	A. 2024年4月15日までに、売買・請負・リース契約を締結している場合は、令和6年2月29日制定版以降の、共同事業実施規約であれば、J-クレジットへの参加申告の有無に関わらず、交付申請時に提出することが可能です。 2024年4月16日以降に、売買・請負・リース契約を締結している場合は、令和6年3月15日改定版以降の共同事業実施規約で、J-クレジットへの参加申告を行い締結する場合に限り、交付申請が可能です。	
22	交付申請	Q. 交付申請の提出後、要件を満たさない事が判明した場合、どうなりますか	2024/03/29
	申請手続き	A. 審査中の場合は速やかに却下依頼を行ってください。 すでに交付決定されている場合、交付決定の取り消しになります。 補助金の交付が既に行われている場合、補助金の返還が必要です。 なお、返還にあたっては所定の加算金が付される場合があります。 速やかに事務局にご報告ください。	
23	交付申請	Q. 交付申請（予約を含む）の提出後、内容に誤りが見つかりました。どうしたらよいか	2024/03/29
	申請手続き	A. 審査中の場合、不備の指摘を待つか、却下依頼を行ってください。（却下依頼は交付申請の詳細画面から行うことができます） 却下依頼をした場合、数日後に却下され、提出前と同じ状態にもどります。編集や書類の添付が可能になりますので不備の訂正後、速やかに交付申請（予約を含む）の再提出を行ってください。（再提出までの間は予算は確保されませんので、ご注意ください） なお、同一の補助対象について、別に交付申請（予約を含む）を作成し、重複して提出は行わないでください。	
24	交付申請	Q. 交付申請の予約の提出後、審査完了前に工事が完了した。審査を待たずに交付申請を提出するにはどうしたらよいか	2024/03/29
	申請手続き	A. 審査中の場合、審査の完了を待つか、却下依頼を行ってください。（却下依頼は交付申請の詳細画面から行うことができます） 却下依頼をした場合、数日後に却下され、提出前と同じ状態にもどります。編集や書類の添付が可能になりますので、必要情報の登録後、速やかに交付申請の提出を行ってください。（提出までの間は予算は確保されませんので、ご注意ください） なお、同一の補助対象について、別に交付申請（予約を含む）を作成し、重複して提出は行わないでください。	
25	交付申請	Q. 予約した交付申請の工事が予約期限内に終了せず、失効しました。もう一度交付申請の予約を提出できますか	2024/03/29
	申請手続き	A. 予約が失効した場合、提出前の状態に戻ります。（入力した内容や添付した書類は保存されており、再編集や書類の添付も可能です） 当該失効した予約は、予約期間内（予算上限に達する前）であれば、再度予約を行うことができます。	